

裏面白紙

総人総第三一五號

案題

昭和三十一年七月

決定

昭和三十一年七月十八日

施行

昭和三十一年七月十八日

元物價廳次長 工藤 昭四郎

金貳千五百円

右退職手当として給與する

日 本 政 府

昭和二十二年七月十六日

内閣總理大臣 殿

大 藏 大



退職手當の支給について

六月十八日附總人總第三一五号で協議を受けた標記の件については
俸給、暫定加給の一ヶ月分（二千五百円）として取り扱われたい。

裏面白紙

総人総 第三五號

案 起

昭和三十一年五月

日

決定

昭和

年

月

日

施行

昭和

年

月

日

昭和三十一年五月一日

内閣総理大臣

大藏大臣 宛

退職手当支給について

左記の者に對する退職手当は別紙理由書のとおり「退官、
退職手当支給準則」第六條により加たいので左記頭書のとほり

支給すること致したく、同支給準則第九條によつて協議する

記

金三千円

元物價廳次長工藤昭四郎

裏面白紙

理由書

元物價廳次長 工藤昭四郎

右者は昭和三十年十一月大藏省物價部創設に當り民間より選はれてその部長に就任、引續き翌二十一年八月物價廳開設と同時に初代次長となり、以来終始困難なる物價行政に専心した功績は特に顯著なものがある。

履歷書

工藤 昭四郎

昭和二十七年七月三十日生

大正一〇、四、

五、

東京帝國大学法学部卒業
株式会社日本興業銀行入行

昭和七、三、

八、三、

同行参事

一、一、三、

同行中小工業課次長

一、三、六、

同行外事課長兼務

一、六、三、

同行調査部長

二、〇、一、二、三、

任大藏省物價部長(二等)

二、一、八、一、二、

任物價廳次長(一級)

賜三十七号俸(切替三〇元)

総人総 三二五

物人秘第三七五號

昭和二十二年六月四日

物價廳長官 和田 博雄

内閣總理大臣 片山 哲 殿



一級官の退官手當支給について内申

五月三十日附免官發令があつた前物價廳次長工藤昭四郎に對する退官手當は別記理由のとおり「退官、退職手當支給準則」第六條に規定する一般のものにはよりがたい特別の事情があるので同支給準則第九條によつて大蔵大臣と御協議の上少くとも左記金額の退官手當支給方特に御取り計らい願いたく内申する。

金三千圓

記

物價廳



244

裏面白紙

裏面白紙

物價廳

理由書

前物價廳次長 工藤 昭四郎

本人は昭和二十年十一月大蔵省物價部創設に當り民間より選ばれてその部長に就任引續き翌二十一年八月物價廳開設と同時に初代次長として以來終始困難なる物價行政に専心した功績は特に顯著なものがある

参考

規程による退官手當算出表

一、官職氏名
二、勤続年数
三、基礎俸給
四、算出額
(支給率則
第六條による)

物價騰次長 工 藤 昭四郎

自昭和二十二年十一月一年七ヶ月
至、二十二年五月

二十七號俸(一、七〇〇圓)

$(1,700 \times \frac{50}{100} \times 1) \times 0.5 = 425$ 圓

四百二十五圓

物價騰

本俸 一、七〇〇圓
勤続給 八〇〇圓
計 二、五〇〇圓